

【1985年4月8日】地方公務員等共済組合等の一部を改正する法律案について（答申）

地方公務員共済組合審議会

地方公務員共済組合審議会答申

「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について」

（昭和六十年四月八日）

昭和六十年二月二十八日付け自治福第二十七号をもって諮問のあった標記のことについて、本審議会は、下記のとおり答申する。

一 今回の諮問案は、共済制度発足以来の大幅な改革であり、組合員及び年金受給者にかなりの影響をもたらすことになる。しかしながら、その内容を検討すると、高齢化社会の到来を控え、将来にわたる地方公務員共済組合制度の堅持を前提として、長期的に安定した年金制度とするとともに、組合員の負担の増加を抑制するためには、やむを得ない選択であるとするのが大方の意見であった。

二 ただし、委員の中から

基本的に、今回の公的年金制度再編成は、将来的な財政基盤の確立、社会保障の所得再配分機能の拡充等について、手続・内容の面において再検討すべき問題があり、また、具体的内容について

基礎年金制度に関して、

基礎年金については、定額支給、全額国庫負担方式をとるべきであって、当面公的負担を増額して対応するべきである

基礎年金の水準は、政府案よりも改善する必要がある

単身世帯と夫婦世帯の生計費の差異を勘案し、基礎年金に単身者加給を設けるべきである

基礎年金のうち、公的負担相当額については、受給要件を設けず、六十五歳以上の国民等に無条件に支給すべきであること、

共済年金制度に関して

職域年金相当部分については、公務員制度の一環として機能し得るよう更に充実するとともに、その費用負担については、組合員三〇%、自治体七〇%の負担とすることを目標とするべきである

併給調整については、低水準の年金の併給が存在することをふまえ、併給限度額を

設定して調整するべきである

退職共済年金等の特別支給に当たっては、基礎年金相当額について、諮問等の基礎年金拠出金と同じ割合の公的負担措置を講ずるべきである

特定消防職員の支給開始年齢の特例の廃止のためには、勤務体制の改善、人事交流制度の確立など、六十歳までの勤務を可能とする条件の整備が必要である

年金のスライドについては、公務員給与の引上げに連動したスライドとするべきである

処分等による給付制限は設けるべきではない

既裁定者については、現行制度を適用するべきであること、などを理由として強い反対等の意見があった。

三 また、国家公務員等共済組合と相違のある掛金及び給付の算定基礎については、給料を基準としている諮問案が適切であるとの全委員の意見の一致をみた。

四 更に、支給開始年齢は雇用の動向や定年制との関係を十分考慮するべきであること、基礎年金の制度を適用するに当たっては、組合員及び年金受給者のサービスの確保等の観点から基礎年金を含めた年金給付等を共済組合で行えるようにすること、福祉事業の円滑な運営のため積立金の管理・運用は、共済組合で行うこと等を強く指摘したい。

五 なお、国鉄共済組合に対する救済は、国の責任分担を明確にすることが先決であると考えらる。